

平成 25 年 4 月 8 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

茨城県知事 橋本 昌

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく
茨城県産原乳の「解除後の検査計画及び出荷管理」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（原子力災害対策本部）の平成 25 年 3 月 19 日付け改正に伴い、平成 24 年 3 月 30 日付けで提出した本県において産出された原乳の「解除後の検査計画及び出荷管理」を、別添のとおり見直したので提出する。

〈参考〉

変更点

- 1 解除後の検査計画における検査の頻度を「1週間毎」から「2週間に1回以上」に変更する。

変更の理由

- 1 平成25年3月19日付けで原子力対策本部において「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され，地方自治体の検査計画についても再整理されたため。

【解除後の検査計画及び出荷管理】

1 解除後の検査計画

解除後、県は定期的な検査を行い、酪農・乳業関係者が一丸となって安全安心な原乳及び牛乳・乳製品を供給する。

- (1) 検査 2週間に1回以上定期的に検査を実施
- (2) 測定機関 茨城県環境放射線監視センター
- (3) 地域区分 3地域（里美 CS，県央 CS，県西 CS）
- (4) 採取場所 CS

注：解除前に検査を行った本新酪農組合，利根酪農組合については，それぞれ県西 CS 又は県央 CS へ集荷後，出荷する。

(5) 規準値を上回った場合の措置

県は検査結果を県酪連に連絡し，県酪連は県職員立会のもと原乳を廃棄する。出荷規制の要否が判断されるまで，当該 CS に属する市町村から，原乳の集荷を自粛する。

○解除後の地域区分及び地域に属する市町村

地域	地域に属する市町村
里美 CS	日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市（一部），大子町
県央 CS	常陸大宮市（一部），水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，鉾田市，行方市，土浦市，石岡市，かすみがうら市，桜川市（一部），東海村，潮来市，鹿嶋市，神栖市，稲敷市（一部），河内町，利根町
県西 CS	美浦村，阿見町，稲敷市（一部），龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，つくばみらい市，桜川市（一部），古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，八千代町，五霞町，境町

2 解除後の出荷管理等

県は，県酪連及び乳業関係者の協力を得て，原乳の流通を把握する。

(1) 出荷数量等の把握

県酪連は，CS において受け入れた原乳に関して，出荷者名及び出荷量を確認して県へ報告する。また，原乳を乳業工場へ出荷した場合，出荷先の乳業工場及び出荷量について県へ報告する。

(2) 乳業工場での管理

乳業工場は，脱脂粉乳を製造する場合には，基準値を下回るよう生乳又は脱脂粉乳の検査等により適切に管理すること。

(3) 県と酪農関係者との情報共有と消費者等への情報提供

県は，酪農・乳業関係者と検査結果などの情報の共有化を図る。

また，県は，県内消費者，流通業者に対しても検査結果などの情報を適時・的確に提供する。